

令和4年7月1日以降の教員免許状の取扱い  
(更新の手続きを行ったことがない場合のよくある事例)

【例1】

所持している免許状：2つ

幼稚園教諭二種免許状（平成21年3月19日授与）

幼稚園教諭一種免許状（平成23年3月31日授与）

→「旧免許状」保持者。（はじめて取得した免許状の授与年月日で判断）

所有者の生年月日：昭和60年6月1日

修了確認期限：令和2年3月31日

令和2年3月31日時点の職：保育園で保育士として勤務。

→保育士は更新講習の受講義務のある職業ではないため、免許状は休眠状態となり、令和4年7月1日から自動的に有効な状態に切り替わっている。

【例2】

所持している免許状：3つ

中一種免許状（平成24年3月31日授与）→免許状に記載のある有効期限：平成34年3月31日

高一種免許状（平成24年3月31日授与）→免許状に記載のある有効期限：平成34年3月31日

小学校二種免許状（平成29年9月1日授与）→免許状に記載のある有効期限：平成39年3月31日

→「新免許状」保持者。（はじめて取得した免許状の授与年月日で判断）

新免許状は、複数所持している場合、その最も遅く満了するものが、自動的に全ての免許状の有効期間となる。

そのため、所持している、小・中・高3つの免許状とも、有効期限は平成39年3月31日（=令和9年3月31日）となる。

有効期限が更新制の廃止となった令和4年7月1日以降となるため、何ら手続きなく有効期限のない免許状として使用可能。